

# 田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム(第14期)

## 募集要項

2025 年 9 月

### 助成の趣旨

田辺三菱製薬株式会社は、MISSION「病と向き合うすべての人に希望ある選択肢を。」を掲げ、事業活動を展開しています。社会には医薬品の提供だけでは解決することのできないヘルスケアに関するさまざまな課題、例えば難病に苦しむ患者やその家族のための疾患啓発、治療へのアクセス改善、こころのケアなどが存在します。このような課題の解決に向け、当社は、新薬の開発に取り組むとともに、継続的に患者やその家族を支援することが企業の社会的責任の観点からも重要であると考え、2012年に、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」を創設しました。療養・就学・就労等、難病患者の生活の質(QOL: Quality of Life)向上に取り組む団体への助成を行います。

※田辺三菱製薬株式会社は、2025年12月1日より「田辺ファーマ株式会社」に社名変更いたします

### 1. 募集内容

#### (1) 対象団体

療養・就学・就労等、難病患者の生活の質(QOL: Quality of Life)向上に取り組む団体

① 難病患者団体、家族会およびその連合組織

② NPO 法人等の非営利団体

※ここでいう「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項」に基づく「指定難病」348 疾患を指します。(2025 年 4 月 1 日現在)

※個人の活動は支援対象となりません

#### (2) 対象活動

① 療養環境の向上をめざす活動

② 就学／就労等、社会参加を支援する活動

③ 難病に対する、一般の人たちの理解や支援を促進する活動

④ 難病に対する、早期診断医療へのアクセスを促進する活動

⑤ 運営母体の強化(人材育成、会員拡大等)に対する活動

⑥ その他、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム選考委員会」が認めた活動

※団体の年間事業全般に対しての支援は行いません。取り組む課題や企画を絞ってご申請ください。

※自団体が過去に採択された事業と同一とみなせる事業を申請する場合は、3 回までを限度とします。

#### (3) 助成対象期間

2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日までの 1 年間に行われる事業

#### (4) 助成金額

1件の助成金額の上限は100万円(申請は1団体1件) ※助成総額1,000万円

#### (5) 助成対象となる費用

助成対象期間の活動費用 ※具体的な費用項目は別紙の経費ガイドラインを参照

#### (6) 選考ポイント

- ① 企画性: 社会(環境)や患者、ご家族、その支援者の課題やニーズを的確に捉え、課題に対する適切な解決策(事業)が考えられているか
- ② 実現性: 事業は現実的に実行可能か(内容の具体性、適切な予算計画)
- ③ 必要性: 患者さん、ご家族にとって必要性の高い事業であるか
- ④ 発展性: 助成事業を通じて組織や活動がさらに成長し、進歩していく可能性があるか
- ⑤ 公益性: 難病患者、家族、支援者などの共通課題解決に寄与する可能性があるか

## 2. 応募要件

- ① 患者／家族を支援することを目的とし、日本国内に主たる活動拠点を有していること
- ② 活動実績が1年以上あり、前年度の決算報告、事業報告が提出できること(承認を得た公式なもの)
- ③ 計画に従って事業を遂行できる組織体制と能力を有する団体であること※法人格の有無は不問
- ④ 適切な資金管理を行う能力があり、会計帳簿、契約書類、領収証等の資料帳票を管理・保管する能力を有すること
- ⑤ 団体名義の金融機関口座を有し、助成が決定した際、その口座に振り込むことが可能であること
- ⑥ 患者団体の場合、田辺三菱製薬グループ「患者団体との関係の透明性に関する指針」に基づく情報公開に同意できる団体であること(※1)
- ⑦ 当該団体への支援が田辺三菱製薬株式会社にとって公正競争規約に抵触しないこと(※2)
- ⑧ 営利、政治、思想および宗教活動を目的としていないこと。団体の構成員、関係者に反社会的勢力並びにその関係先がないこと

※1、※2については5ページ目の「ご参考」をご覧ください。

## 3. 申請手続き

#### (1) 申請期間

2025年10月1日(水)～11月28日(金)

#### (2) 申請方法

- ① 所定の申請書に必要事項を記載いただき、当該申請書に記載の必要書類を添付の上、申請フォームにてご申請ください。<https://www.philanthropy.or.jp/project/tenohira/>

申請書は田辺三菱製薬株式会社 (<https://www.mt-pharma.co.jp/>) または  
公益社団法人日本フィランソロピー協会 (<https://www.philanthropy.or.jp/>) のウェブサイトより  
ダウンロードしてご利用ください。

お送りいただきました書類一式は、返却いたしませんので、ご了承ください。

<提出書類> ※は必須

- ・申請書 ※
- ・定款、会則または、会則に準ずるもの・設立趣意書 ※
- ・役員名簿（有職者の場合は、職業を記載すること） ※
- ・最新の事業報告・決算書 ※
- ・最新の事業計画・予算書 ※
- ・業者見積書(会場費、印刷費、物品購入費、業務委託費等 がある場合)
- ・目次または構成案(冊子、パンフレット、アンケートを作成する場合)
- ・その他、申請事業や団体概要がわかる資料、新聞記事等

②申請の際は、団体の役員会、あるいはそれに準ずる機関の承認を得た上で、申請してください。

上部組織・団体等がある場合は、当該組織等へご連絡の上、申請してください。

③申請は、1団体につき1申請とし、当該団体の上部組織または上部団体による同一事業の重複申請はできないものとします。

## 4. 選考および助成金の交付について

### (1) 選考方法

社外有識者を中心とした「田辺三菱製薬手のひらパートナープログラム選考委員会」において審議を行い決定します。

※内容によって、ヒアリング、訪問等を行うことがあります。

※採択されても、申請金額全額の助成とならない場合があります。

### (2) 選考結果の通知

選考の結果については、2026年3月上旬に事務局より通知いたします。

選考結果に対しての個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

### (3) 助成金の交付

2026年4月を予定

### (4) 助成金の使途

助成金は、原則として申請した経費以外の使用、事業の大幅な変更は認めません。

変更が生じる場合には事務局に事前にご相談ください。

## 5. 助成事業報告について

### (1) 経過および報告について

事業実施状況等を確認するため、ヒアリング、訪問を行う場合があります。

#### ① 中間報告

上半期(4月～9月)に行った助成事業について、中間報告書をご提出いただきます。

#### ② 事業完了報告

助成事業終了後1ヵ月以内に、活動報告書をご提出いただきます。

- ・活動報告書、収支報告書、領収証/受領証のコピー
- ・助成事業の実施状況を示す写真、資料等
- ・成果物(チラシ、冊子、映像、ウェブサイト等)

※成果物には助成表示を行うこと

例: 2026年度「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」助成事業

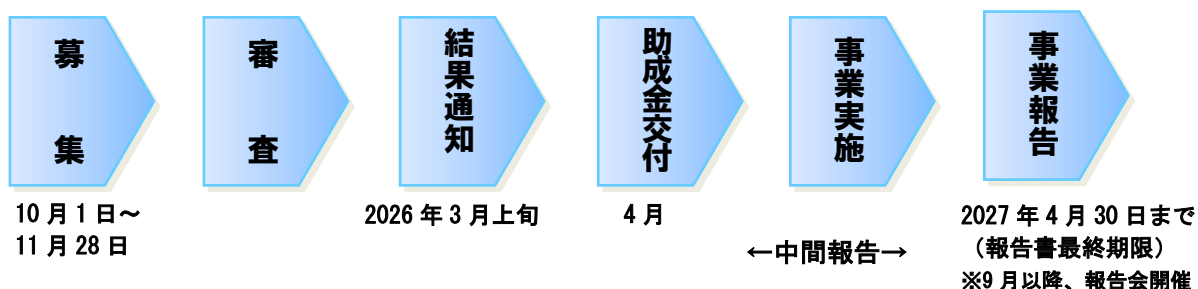
本冊子は2026年度「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」助成を受け作成しました。

### (2) 事業報告会

助成期間終了後に、助成事業の成果報告会にて発表を行っていただきます。

※参加のための交通費(1名分)は田辺三菱製薬手のひらパートナープログラム事務局が提供。

### プログラムスケジュールについて



※上記内容が変更になる場合は、田辺三菱製薬株式会社および公益社団法人日本フィランソロピー協会のウェブサイトでお知らせいたします。

## 6. 留意事項

### 助成金の返還

次の場合には、助成金の返還を求める場合があります。

- (1) 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 申請事業を取りやめた場合
- (3) 利害関係者との不適切な関係等、選考委員会の良識に照らして倫理違反と判断した場合

#### 個人情報の取り扱い

田辺三菱製薬株式会社および事務局である公益社団法人日本フィランソロピー協会は、助成金申請に際して取得した個人情報を、適切に管理し、本事業以外の目的には一切使用しません。

#### 団体情報の公開について

助成金交付が決定した場合、団体名、所在地、助成事業名、事業内容、助成金額等について、田辺三菱製薬株式会社および公益社団法人日本フィランソロピー協会のウェブサイト等にて公表するとともに、当社の選定する第三者（報道機関など）へも開示します。

#### （ご参考）

※1 助成決定後、協働に関する合意書を締結し、各患者団体に対する資金提供等の内容の情報公開にご同意いただいた上で、田辺三菱製薬株式会社のウェブサイト等にて公開いたします。

「患者団体との関係の透明性に関する指針」

[https://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/tomeisei\\_kanjakai.pdf](https://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/tomeisei_kanjakai.pdf)

※2 医療用医薬品製造販売業公正競争規約：医療用医薬品の供給・販売に際し、公正かつ自由な競争が行われるための医薬品産業界における自主規制ルール。

「医療用医薬品製造販売業公正取引協議会ウェブサイト」

<https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

※本助成事業に関する「よくあるご質問集」も併せてご参照ください。

<https://www.philanthropy.or.jp/project/tenohira/questions/>

#### <お問い合わせ先>

「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」事務局

公益社団法人 日本フィランソロピー協会

TEL:03-5205-7580 FAX:03-5205-7585 E-mail:tenohira@philanthropy.or.jp

以 上